年度更新ハンドブック

令和7年度版 (事務組合用)

		年度更新	新集合受付	日程表		
7 / 1	7 / 2	7 / 3	7 / 4	7 / 7	7 / 8	7 / 9
(火)	(水)	(木)	(金)	(月)	(火)	(水)
川越	春日部	川 ㅁ	大 宮	熊谷	浦和	所 沢
東松山	行 田	朝霞		本 庄		飯能
越谷				秩 父		草加

会 場 埼玉労働局 LAタワー14階大会議室 (さいたま市中央区新都心11-2)

受付時間 午前9時~午後3時

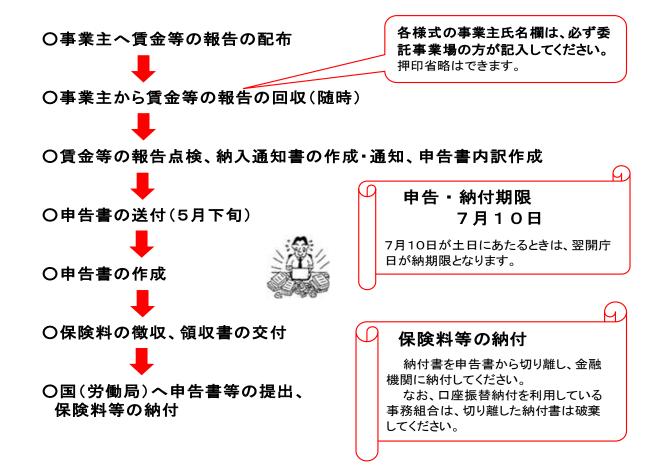
※ 駐車場は有料になります

埼玉労働局総務部労働保険徴収課

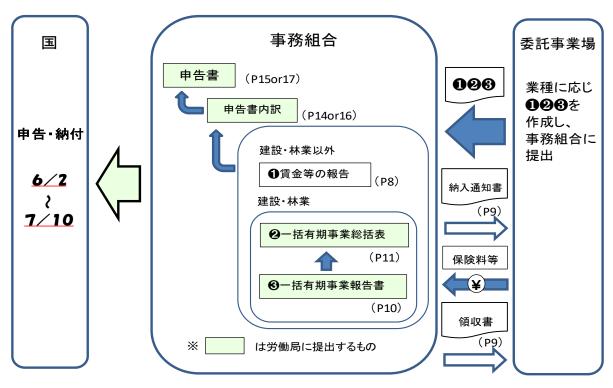
目 次

1	•		年月	度更!	新事	務€	流れ	, • •												 		1
2			学科	動 (足)	除彩	上生の) 算定															
	1						, 并 凡 •••••													 		2
`	_	,	,	J) ()]入保															
(2)	Ā	雇用化																		
(3)																				
(4)	7	建設(の事	業の	労災	保	険料	斗等	(D)	算気	Ē·							 		5
(5)	<u> </u>	立木の	の伐	採の	事業	の <u>:</u>	労り	災保	以)	料等	争の	算	定·					 		6
3			年月	变更:	新諸	6月紅	氏の記	入	例													
		1					(継)															
		2					報告															
		3					ム利															
		4					申告															
		5					申告															
		6)作	 宇別力	[]入	保険	料算	定县	甚碛	整額	特值	列計	-算	対	象者	内割	沢・		• • •	 	• •	18
4			年月	变更 🤊	新の	手絹	きき															
(1)	F	申告	• 紗	付期	月限・													 		19
(2)					(電子															
(3)	F	申告	書提	と出先	三及び	提	出っ	方法	<u> </u>									 		20
(4)					内付方															
(5)	,	メリ	ット	制通	10 用事	業	場の	か年	度	更新	折·			• • •				 		22
5			納亻	寸書	記入	上の	注意	点												 		24
6			労信	動保口	険料	∤等を	滞納	し	たま	易合	かの	事剂	务処	上理								
(1)					た場															
(2)					き滞納 かんりゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい															
(3)	Ė	労働位	保険	幹料等	序納入	事	業場	易の	報	告 •								 		27
					• 清	帯納事	業場	に対	ナす	る斜	内入	督励	事.	跡	(参	考例	任	意様	(式)	 		28
					· 労	労働保	以 険料	等糾	内入	催せ	子依	頼書	ţ							 		29
					• 	労働保	以 除料金	等糾	内入	催분	書									 		30
7	•		増	咸訂]	正•	概算	修 正													 		31
8	•		確定	定修	正・															 		37
\bigcirc		労	災化	呆険.	率表	き・労	贫務費	率	表·											 		39

1. 年度更新事務の流れ



◆ 作成書類のイメージ



2. 労働保険料等の算定

労働保険料等は委託事業主から提出される「賃金等の報告」「一括有期事業報告書」 及び「一括有期事業総括表」に基づき確定保険料と一般拠出金及び概算保険料を算定します。

(1) 労災保険

- ① 労災保険率は事業の種類に応じ「労災保険率表」のとおり定められています。(39ページ)
- ② 第1種特別加入保険料算定基礎額は「特別加入保険料算定基礎額表」のとおり年定額となっていますが、保険年度の中途に新たに特別加入が認められた場合及び保険年度の中途で特別加入を脱退した場合については、すべて当該保険年度における特別加入期間に応じた月数分の保険料算定基礎額となります。

具体的には次ページの特別加入保険料算定基礎額月割早見表を使用して、下 記の月割計算例を参考に算定してください。

なお、労働保険料・一般拠出金申告書及び申告書等内訳の提出(増減訂正報告・修正申告を含む。)にあたって、特別加入者の月割対象者がいる場合は、18ページの「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を必ず作成し、添付してください。

【月割計算例】

令和6年9月30日付け委託解除となった事業場で、前年度から特別加入者が 2人(給付基礎日額が5,000円と3,500円)の場合

- イ 5,000 円×365 日÷12 =152,084・・・・少数点以下第 1 位切り上げ 152.084×6 (4~9 月) =912.504
- ロ 3,500 円 \times 365 日 \div 12 =106,459・・・・小数点以下第 1 位切り上げ 106,459 \times 6 (4 \sim 9月) =638,754
- ハ 912,504+638,754 = 1,551,258 → 1,551,000円(○) (千円未満切り捨て)

※ 複数人の場合は、合計を出してから千円未満を切り捨ててください。

(誤った計算)

- イ 912,504 円 \rightarrow 912,000 円 \rightarrow 個人の計算時に千円未満切り捨て (\times)
- \nearrow 912,000+638,000 = 1,550,000 円 (×)
- ※イ、ロの個人ごとの計算時に切り捨ててから合計すると誤った額になります

特別加入保險料算定基礎額月割早見表

4 1 4 1 / //	保険料算					加入期間	別の保	険 料 算 定	基礎額			
紹行基礎日額	定基礎額	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
6,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

(2) 雇用保険

雇用保険率一覧表

〇 令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

	古光の廷哲	1)+2)	負担	割合
	事業の種類	保険率	①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
特掲	口. 農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
事業	ハ. 建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

〇 令和7年度(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

	事業の種類	1)+2)	負担	割合
	争耒の性親	保険率	①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
特掲	口. 農林水産・清酒製造の事業	16.5 /1000	10 /1000	6.5/1000
事業	ハ. 建設の事業	17.5 /1000	11 /1000	6.5/1000

※ ロの農林水産の事業のうち、牛馬の育成、養鶏、酪農、養豚、園芸サービス、 内水面養殖の事業及び雇用保険法第6条6号に規定する船員が雇用される事業は、 イの事業区分に該当します。なお、園芸サービスは一元適用事業となります。

【高年齢労働者の保険料免除】※ 終了しています。

年度当初(4月1日)に満64歳以上の者については、雇用保険に係る一般保険料が労使双方とも免除されておりましたが、当該制度は<u>令和2年度概算保険料の算</u>出より廃止されております。

【雇用保険マルチジョブホルダー制度】

令和4年1月から、複数の事業所で勤務する<u>65歳以上</u>の労働者が、そのうちの2つの事業所での勤務を合計して加入要件を満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者となるようになりました。

この場合、雇用保険の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、申告漏れにご注意ください。

(3)一般拠出金

一般拠出金額は、労災保険にかかる賃金総額(特別加入を除く。)に一般拠出金率(0.02/1000)を乗じます。

(4) 建設の事業の労災保険料等の算定

【確定保険料・一般拠出金】

- ◎「一括有期事業報告書」の留意事項
 - ① 確定精算の対象となる事業は、<u>令和6年度中(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に終了した</u>工事請負金額が1億8千万円未満(消費税を除く)で、かつ概算保険料が160万円未満の<u>すべての元請負工事</u>です。なお、一括された個々の事業について、その後、事業の規模の変更等があった場合で、上記金額以上となった場合であっても、そのまま一括有期事業として取扱います。
 - ② <u>令和6年3月31日以前に開始し、令和6年度中(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に終了した一括有期対象事業</u>(<u>元請工事</u>分)も含め、もれなく記入してください。
 - ③ 工事台帳、工事経歴書、総勘定元帳等関係書類により、請負代金の変更、追加、付帯工事、支給材、控除物等の有無を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
 - ④ 一括有期事業総括表による「事業の種類」かつ「事業開始時期」ごとに取りまとめ、別葉に記入報告してください。

◎「一括有期事業総括表」の留意事項

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」で事業の種類、かつ事業開始時期ごとに取りまとめ、確定保険料等を算出します。

※一般拠出金を算出する場合は、事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、14~17ページに準じて作成してください。

◎ 保険料等算定上の注意事項

- ① 建設事業における労災保険料の算定方法は、次の2つの方法があります。
 - ア 工事に従事したすべての労働者 (下請負を含む。) に対して支払われた賃金 が正確に把握されていれば、その支払賃金の総額をもとに算出します。
 - イ アの方法が困難な場合には、特例により、その工事の請負金額(消費税を除く)に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額を賃金総額と みなして算出します。

なお、消費税率の引き上げ及び労務費率の改定に伴い、工事の開始時期により計算方法が異なりますのでご注意ください。(6ページ参照)

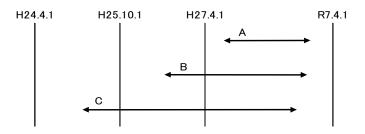
② メリット制適用事業については、「一括有期事業総括表」の「メリット料率」欄に当該率を記入(手書き)し、保険料等を算出してください。

【概算保険料】

令和7年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の 1/2以上2倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額(または当該額の算定に用いた請負金額を用いて算定される額)を令和7年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算出します。前年度確定額が0円であったとしても、概算保険料については見込額をたてて申告してください。39~40ページの、労務費率及び労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。

一括有期事業における消費税に係る暫定措置の適用等について

ケース	保険関係成立	消費税に係る 暫定措置の適用	請負金額
А	平成27年4月1日以降	なし	消費税等相当額を含まない
В	平成25年10月1日~ 平成27年3月31日	あり (請負金額に105/108を乗じる)	消費税等相当額を含む
С	平成24年4月1日~ 平成25年9月30日	なし	用复仇寺伯ヨ額を召む



(5) 立木の伐採の事業の労災保険料等の算定

【確定保険料・一般拠出金】

- ◎「一括有期事業報告書」の留意事項
 - ① 確定精算の対象となる事業は、<u>令和6年度中(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に終了した</u>素材の生産量が1,000 立方メートル未満で、かつ概算保険料が160万円未満のすべての立木の伐採の事業です。
 - ② <u>令和6年3月31日以前に開始し、令和6年度中(令和6年4月1日~令和7年3月31日)</u>に終了した事業の報告もれに特に注意してください。
 - ③ 山林台帳、総勘定元帳等関係帳簿により、最終的な素材の生産数量、支払賃金 等を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
 - ④ 製薪炭業、下刈り等「その他の林業」に該当する事業は、一括有期事業の適用 はありません。このような事業を併せて行っている場合は、別に保険関係を成立 させ申告・納付する必要がありますので、特に注意してください。

- ◎「一括有期事業総括表」の留意事項(電算のみ)
 - 「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」にとりまとめ記 入します。
- ④ 保険料等は、実際に労働者に支払った賃金によって計算してください。
- ※ 一般拠出金を算定する場合は、事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降の もののみを対象として記入し、申告してください。

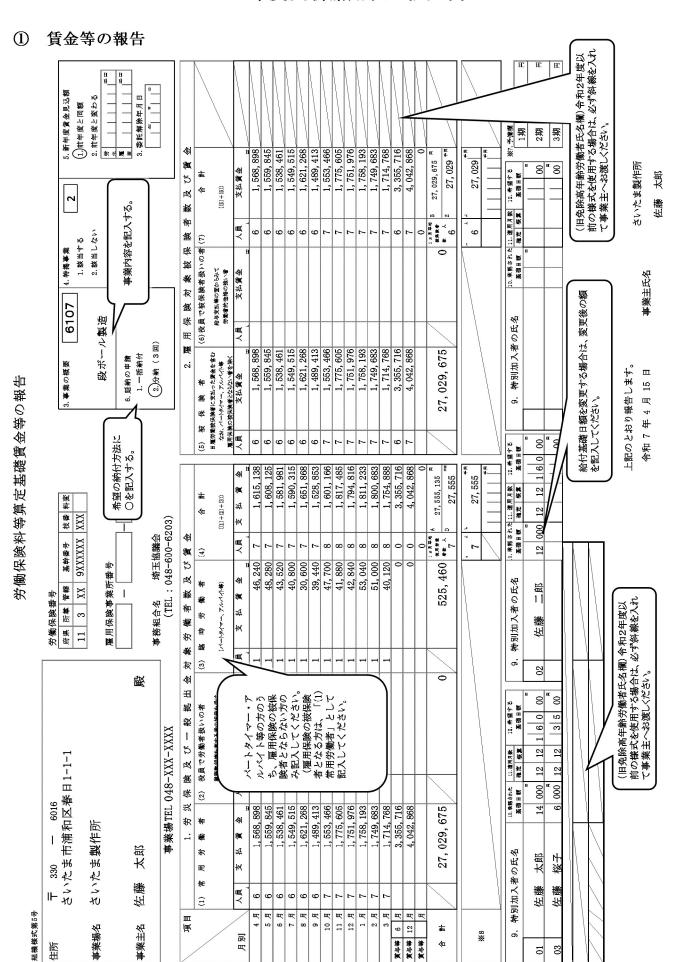
申告書等内訳の記入については、14~17ページに準じて作成してください。

【概算保険料】

令和7年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の 1/2以上2倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額を令和7年度の賃金総額の 見込額とし、概算保険料を算定します。<u>前年度確定額が0円であったとしても、</u>概算 保険料については見込額をたてて申告してください。

39ページの労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。

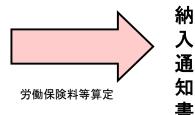
年度更新諸用紙の記入例 3.



33 ᄗ

住所

殿



委託事業主から労 働保険料等の交 付を受けたら必ず、 領収書を発行して ください。



組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書 (事業主控)

住所 さいたま市浦和区春日1-1-1 委託事業主の

氏名 さいたま製作所

万 0 百 2 1 5

上記金額を労働保険料第 1期分及び一般拠出金として令和 7 年 6 月 30 日までに当事務組合に納入してください。 令和 7年 6月 13 日

事務組合

さいたま市中央区新都心11-2

労働保険の

労働保険事務組合

埼玉協議会 理事長 埼玉 太郎

算定力	ī法								
	令和6年	年度	確定			令和7	年度	概算	
1	賃金総額	料率	確定保険料		賃:	金総額	料率	確定保険料	
労 災	千円 27,555	6 1,000	165,330 ^Ħ	労	災	千円 27,555	6 1,000	165,330	円
特別加入	11,680	6 1,000	77,742		別入	12,957	6 1,000	77,742	
雇用	27,029	15.5 1,000	418,949	雇	用	27,029	15.5 1,000	418,949	
	合 計		① 662,021		合	計		© 662,021	
申	告済概算保険料	ŀ	© 678,000	期	区分	概算保険料	褶	各期納付額	
差	充当額		3(2-1) 15,979	别	全 期 第1期	⑦(⑥÷3) 220,67	Б	8(⑦-③又は⑦+⑤) 204,696	円
引	還付額		④(2-①又は2-①-③)	納付	第2期	9(6÷3) 220,67	3	® 220,673	
額	不足額		5(1-2)	額	第3期	①(⑥÷3) 220,67	3	® 220,673	

(注)※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入してください。ただし、 平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりま せんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入してください。

組様式第8号

労働保険料等領収書(控)

労働伊	呆険	府	県	所掌	管	轄		基	幹	番 -	무		ŧ	支番号	7
番	号	1	1	3	Χ	Χ	Χ	X	X	X	X	Χ	Χ	Χ	Χ

さいたま市浦和区春日1-1-1

委託事業主の

さいたま製作所

0 万 ¥ 2 5 + 4 + 金

上記の金額を受領しました。

		種 別	受領金額	摘 要
		概算保険料 全·①·2·3	¥204, 696 [™]	
	保険	確定保険料		
内	料	追微金		
		延滞金		
	拠	一般拠出金	¥551	
訳	出	追徵金		
	金	延滞金		
		計	¥205, 247	

領収年月日

令和 7年6月27日

労働保険事務組合の

労働保険事務組合 埼玉協議会

さいたま市中央区新都心11-2 所在地

理事長 埼玉 太郎 代表者

No. 1

業報 の記入例 **(2)** 括有 総 括

○「□請負金額」欄の額に労務費率を乗じて得た額 (1円単位まで記入してください。)

様式7号(第34条関係)(甲)

この2部は確定保険料申告の際に記載し、提出用を提出する。

労 働 保 険

·括有期事業報告書(建設の事業)

事 業主 控

		府県	所掌	省	轄		基章	备	号		枝番	子]					M. o. S. b. M. FI
労 働 保	険 番 号	11	1	Χ	Χ	9	XX	X	X E	5 0	0 0	1						枚のうち 枚目
事業の	D名称	事	業場の	所在	E地			事	業の基	朝間]		①②請負代金の額	請 <u>負金</u> ② 請負代金に 加算する額	類 の 内 訳 ② 請負代金から 控除する額	e 請負金額	② 労務 費率	賃金総額
大島邸親	新築工事	坂戸市	溝端町	ſ1-5	i			= 9 = 12			日か 日ま		45,148,000	円	Я	(⊕+⊕-⊝) 円 45,148,000	23	10,384,040
㈱田嶋親	新築工事	川越市	脇田32	2				£ 5 £ 3			日か 日ま [・]		89,250,000			89,250,000	23	20,527,500
							年 年		月 月		日か 日ま							
							年 年		月 月		日か 日ま							
							年		月月		日か 日ま							
							年 年		月 月		日か 日ま							
事業の種類	35	建領	兵事業				·	·	計				134,398,000			134,398,000		30,911,540

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止または終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

郵便番号 358-0003 話 04-2900-0000 雷

<u>令和 7 年 4 月 15 日</u>

[注意]

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

入間市豊岡5-1-5

事 業 主

いるま建設(株)代表取締役 西埼玉次郎 (法人のときはその名称及び代表者氏名)

①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日 以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。 ②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社会保険	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏	名	電話番号
労務士 記載欄				

(注) 一括有期事業報告書は、一括有期事業総括表による「事業の種類」ごとに別葉とし、「事業開始時期」ごとに分けて 記入してください。

「請負代金の額」欄は、6頁を参照した金額を記入してください。

※ 一般拠出金を算定する場合は、事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、 申告してください。

労 働 保 険 等

令和 6 年度一括有期事業総括表 (建設の事業)

	学 鶞 /1	2 险 采 旦	府県	所掌		管轄	-		基幹			+		番 号			一括有其	明事業報	告書	1 核	(添付
	力 1側 19	保険番号	1 1	1	X	X	9	X	X	Х	X {	5	X 1	X	Х	L	11/				
業種 番号	事	業の種類	事業開	始時期	ji ji	言	青 負	金	額	労務費 率		賃	金糸	※ 額	į	保/ 基準料率	乗料率 □ 刈州料率	1	呆 険	料額	
			平成27年3月	31 ⊟	\dashv					円 18					千円	1000分の					円
			以前のもの 平成30年3月:	91 🗆	\dashv					10	-		1			89	+	<i>!</i>			
0.1	J. J. V. W.		以前のもの	31 H					\sim	19	1	_/				79					
31	水刀轮電航	証設、ずい道等新設事業	令和6年3月3	1日			はパー						は千円							$\overline{}$	
			以前のもの		\rightarrow		すのて			+			ので、					メリット			
			令和6年4月1 以降のもの	Ħ			は10 さい。	OCE	割って	19			辺り捨	てくだ	ぎ	34		れている			
			平成27年3月	31 ⊟	\neg	-(),	CVI.				一(さい。	•			16		用してく	くださし	`\°	
			以前のもの		\rightarrow					_ 20	<u> </u>					10	-				
32	道路	新 設 事 業	平成30年3月: 以前のもの	31 ⊭												l					
			平成30年4月	1日						19						11					
			以降のもの	04.57	\rightarrow					13	-					-	-				
			平成27年3月: 以前のもの	31 ⊨												10					
33	舗装	工事業	平成30年3月	31 ⊟	\dashv					18											
JJ	nm ax	エザボ	以前のもの		\dashv					+	-					9		-			
			平成30年4月 以降のもの	ΙĦ						17											
			平成27年3月	31 ⊟	\dashv					23						17					
			以前のもの	01.0	\dashv					+	+-					-	+	-			
,	Mr >>	, t. dal. 146 decision -dec 186	平成30年3月: 以前のもの	D110						25						9.5					
34	鉄道又	は軌道新設事業	令和6年3月3	1 ⊟	\dashv					24											
			以前のもの 令和6年4月1		\dashv					_	+-					9	-	-			
			令和6年4月1 以降のもの	H						19											
			平成27年3月	31日						21						13					
$\overline{}$			以前のもの 平成30年3月:	91 🗆	\rightarrow					- 21	-					10	+	-			
35)	建	築 事 業	十成30年3月 以前のもの	91 FI												11					
_			平成30年4月	1日			134,	308	000	23			30	,911	1	9.5				293,6	 54
			以降のもの 平成27年3月:	0.1.17	\rightarrow		104,	,550	,000	+	-		- 50	, 511	L	3.0	+	-		233,0	
			平成21年3月 以前のもの	31 FI						22						1,5					
38	严韵建 :	築物設備工事業	平成30年3月	31 月												15					
	OUBA/AL	X 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4	以前のもの 平成30年4月	1 🗆	\rightarrow					23	-					+	+	-			
			以降のもの	1 14												12					
			平成27年3月	31 ⊟	П					38						7.5					
			以前のもの 平成30年3月:	31 FI	\rightarrow					_	-					113	+	_			
		組立て又は取付け	以前のもの							40						6.5					
		に関するもの		1日												0.5					
	機械装置		以前のもの 令和6年4月1	В	\rightarrow					38	\vdash										
36	の組立て		以降のもの													6					
	又は据付けの事業		平成27年3月: 以前のもの	31 ⊟						21						7.5					
	ハッザ米		以削のもの 平成30年3月:	31日	\dashv					0.0	+					+	+				
		その他のもの	以前のもの		4					22	_					6.5					
			令和6年3月3 以前のもの	1日												3.5					
			令和6年4月1	B	\dashv					21						c	1	1			
			以降のもの		4						-					6	-	-			
			平成27年3月: 以前のもの	31日						23						19					
			平成30年3月	31日	\dashv											17					
37	その他	』の建設事業	以前のもの		\dashv					24						11	-	-			
	10		令和6年3月3 以前のもの	1 🛱						-1											
			令和6年4月1	F	\dashv					23						15					
			以降のもの	0.1 🖂	\dashv					43						-	-	-			
			平成19年3月 以前のもの	31 H	_					\perp	1										
$\overline{\ }$	í	合 計			7		134,	,398	,000	1/			30	,911	1			1		293,6	- 54
										V	2	((1	 を除い			3 _#		3	一般拠	出金額	
											-	1,52		,911			00分の		(2)		18 ^円
													.511	uii			.02				

 令和 7
 年
 4
 月
 15
 日

 住 所
 入間市豊岡1-5-1

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

氏 名 いるま建設㈱ 代表取締役 西埼玉次郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社 務	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
会 士			
保 記			
険載			
労 欄			

③ ☆総コンシステム利用の賃金等の報告(一括有期用)の記入例

総合コンピュータシステムの留意事項

- 元請があった工事の「業種番号」に○をつける。
- ・ 「4. 常時使用労働者数」を記入する。
- ・ 「6. 新年度賃金見込額」の該当する箇所に○をつける。2 に○をつけた場合、 変更した額を記入する。3 に○をつけた場合は、委託解除年月日を記入する。
- ・ 「7.延納の申請」の選択する方に○をつける。
 - ※委託解除の場合は一括納付のみ。
- ・ 特別加入者がいる場合、該当する「適用月数」及び、「希望する基礎日額」を 記入する。

記入漏れの無いように注意すること

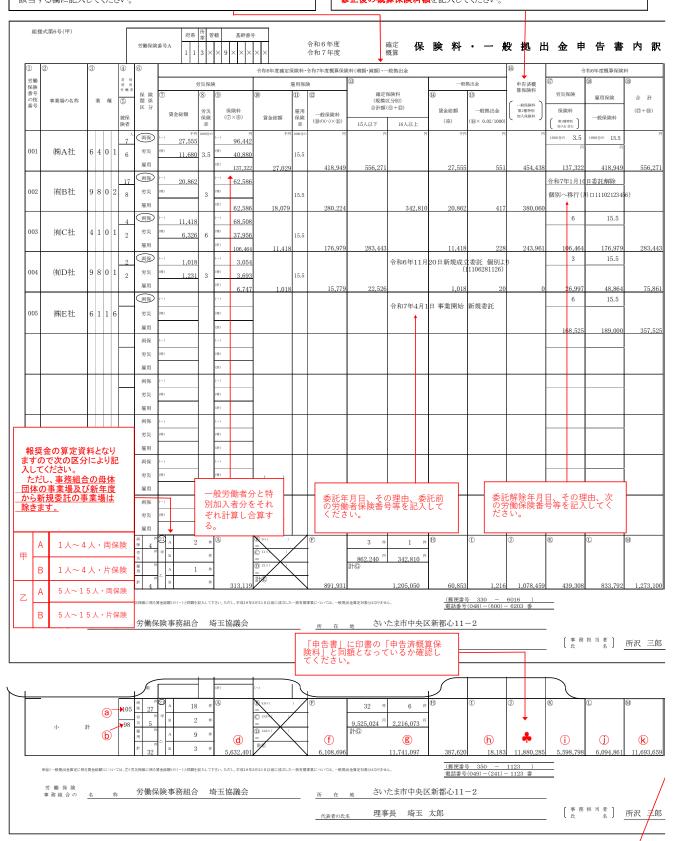
組機様式第8号 労働保険料等 一 括 有 期 事 業 総 括 表 労働保険料等 算 定 基 礎 賃 金 等 の 報 告 〒 330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40 労働保険番号 府県所掌管轄 基 幹 番 号 事業場名 うらわ建設(株) 1 | 1 | 1 | X | X | 9 | X | X | X | X | 5 0 0 1 事業主名 代表取締役 浦和 太郎 事務組合名 浦和建設会 事業場TEL: 048-832-XXXX (TEL: 048-832-0000 3. 一括有期 業種 メリット 料 率 事業の種類 2. 賃 金 総 額 保险料等 1. 請 負 金 額 ストロック ストロック ストロック ストロック ストロック ストロース 事業報告書 枚添付 4. 常時使用労働者数 18 89 水力発電施設 2 79 19 ずい道等新設 31 5 事業 3 19 62 4 19 34 5. 事業の概要 3501 20 16 1 道路新設事業 20 2 11 3 19 11 4 19 11 1 18 10 6. 新年度賃金見込み額 ← 舗装工事業 2 18 33 1.前年度と同額 3 17 9 17 2. 前年度と変わる 4 9 23 17 (1) 鉄道又は軌道 2 25 9 5 新設事業 34 3 24 9 委託解除年月日 4 19 9 建 1 21 13 建築事業 4. 委託解除拠出金納付済 23 2 11 (35)設 3 23 9. 5 7. 延納の申請 🗲 4 23 9. 5 1 1 4 9 5 0 0 0 0 2 6 4 3 8 2 5 1 1 6 1 1. 一括納付 1 22 15 既設建築物設 2.分納(3回) 2 23 15 備工事業 38 該 3 23 12 当 4 23 12 38 7.5 1 組立又は す 2 40 6.5 *1. 開始時期 取付に関するもの ①C 平成25年10月1日~ る 3 38 6.5 機械装 平成27年3月31日 置の組 立又は 4 38 業 6 ②B 平成27年4月1日~ 36 (I) 21 7.5 据付け 平成30年3月31日 種 の事業 2 22 6.5 ③A 平成30年4月1日~ 番 3 21 6.5 ④ I 令和6年4月1日~ (4) 21 6 믕 23 19 1 その他の建設 を *2. 特別加入者·保険料 24 17 (2) 事業 37 算定基礎額の計 (3) 24 15 0 23 4 15 C 計 114, 950, 000 26, 438 251, 161 囲 申告済概算保険料 特別加入者 す) 410,000 保険料計 251, 161 一般拠出金 26, 438 0. 02 528 特別加入者の氏名 特別加入者の氏名 特別加入者の氏名 12 000 12 12 1 4 0 00 01 浦和 太郎 別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を 上記のとおり総括して報告します。 予備欄1 予備欄2 予備欄3 1期 令和 7 年 4 月 15 日 事業主氏名 うらわ建設(株) 代表取締役 浦和 太郎 3期 * | | | | 埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 作成者氏名 浦和 花子

④ 保険料・一般拠出金申告書内訳(手書用)

アルファベットと♣マークは「申告書内訳」と「申告書」のそれぞ れ対応する欄を示します。

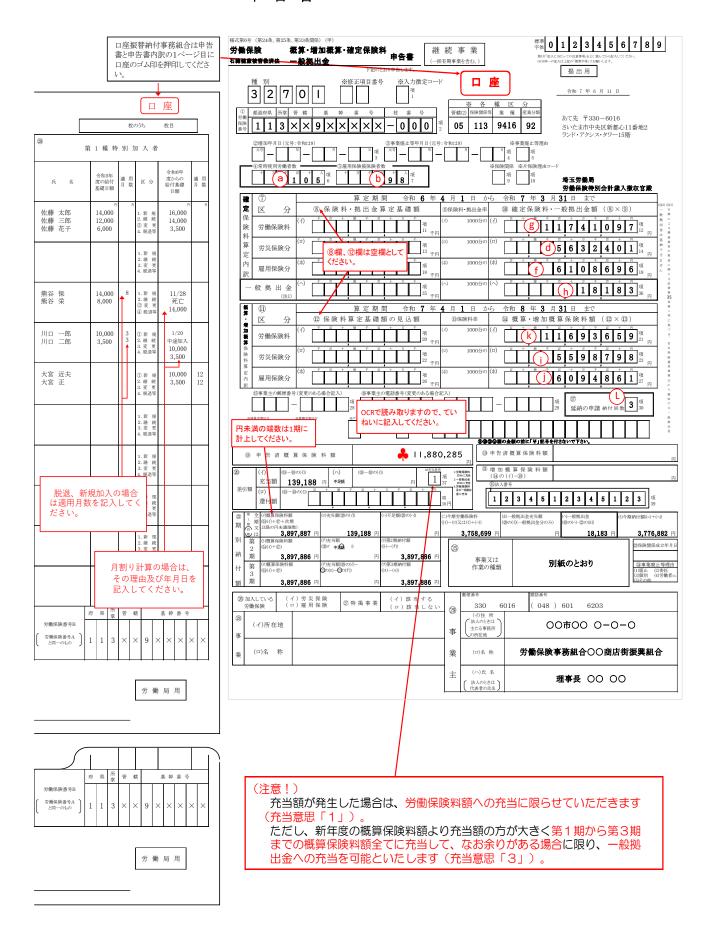
⑨+⑫の額を①欄の「常時使用労働者数」(雇用保険のみ成立している事業については、⑤欄の「被保険者」数)に基づき「15人以下」、「16人以上」の規模区分の該当する欄に記入してください。

<u>金和6年度の年度更新時に概算保険料として申告していた額</u>を記入してください。ただし、令和6年度の年度途中に**増額修正又は減額修正をした場合**についてはその **修正後の概算保険料額**を記入してください。



(注) 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」(P20参照 提出済については®)を必ず添付してください。

申告書



保険料・一般拠出金申告書内訳(組機様式使用の場合)

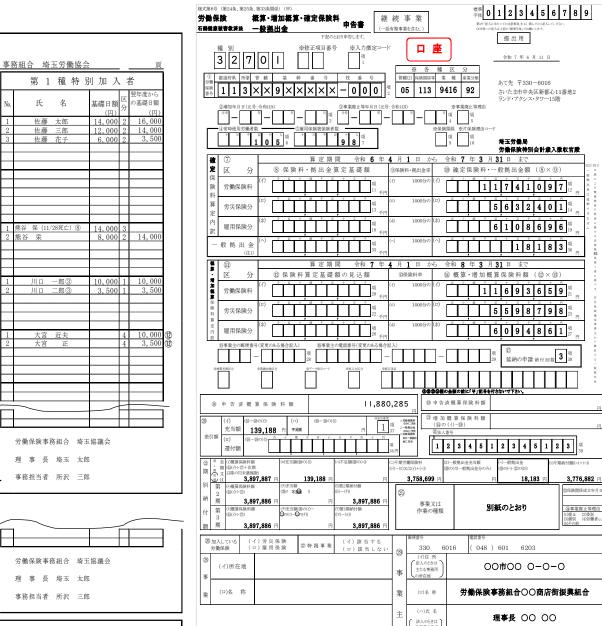
- (1) 一元適用事業における一般保険料の算定について ・労災保険料と雇用保険料をそれぞれ個別に算定し両者を合算して労働保険料としているところであるが、徴収法第11条の趣旨に鑑み、一元適用事業であって、労災保険保険保に係る賃金総額と雇用保険の保険関係に係る賃金総額が同じものについては、一般労働者に係る賃金総額×一般 保険料に係る保険料率(労災保険料+雇用保険率)により一般労働保険料額を算定する。
 - ・上記により算定した一般保険料額を労災保険料と雇用保険料にそれぞれ記載する。なお、0.5の端数が生じた場合は、便宜上「1円」を「一般労働者に 係る労災保険料」に加算して記載する。(※総コン対応済み)
- (2) 一元適用事業における一般拠出金の算定について
 - ・一般拠出金は一般労働者の賃金総額(特別加入者は除く)×一般拠出金率により算定する。

組機様	式第10号												
労働	動保険番号	府県 所 管轄 1 1 3 × × 9		番号 X X		年度 確定 年度 概算	保険料	• 一般	拠	出金申	告 書 内	訳 事務組合	名 _労働保険_
枝番号		業 場 の 名 称 業 主 の 名 称		常時使用労働者	第 災 一般賃金総額 特別加入基礎額	一般保険料 特別加入保険料	確 定 雇 用 賃金総額	保 険 保 険 一般保険料	甲乙	区分確定保険料 4人以下 5~15人	申告済概算保険料 不足額	概 算 份	雇用保険 一般保険料
001		雇用保険事業所番号 ㈱A社	男 業種番号	7 ^人	27, 555			15.5 円	甲乙	16人以上	454, 438	96, 442	合計 15.5 円 418,949
11	04-199901-1		64 01	6 17	20, 862	137, 322	27,029	418, 949 15. 5	丙甲	556, 271	101, 833 380, 060	139, 236	558, 185 10日 委託解除
002	104-199902-1	(有)B社	98 02	8	20, 802	62, 586		280, 224	乙 丙	342, 810	37, 250	個別移	行(11102123456)
003		術C社		4	11, 418 6, 326	6.0		15. 5	甲 乙	283, 443	345, 678	5.5	
	04-199903-1	(#5.#	41 01	2 2 人	1, 018	106, 464 3. 0 3, 054		176, 979	甲	22, 526	62, 235		276, 147 15. 5 48, 864
004	04-199904-1	術D社	98 01	2	1, 231	3, 693 6, 747		(11106281125)			22, 526	26, 997	75, 861
005		㈱E社							工	令和7年4月1	日 新規委託	6. 0 136, 500 32, 025	15. 5 189, 000
11	05-199905-1		61 16						丙			168, 525	357, 525
									甲:		1, 180, 176		
	小	計		30 [^]		230, 590 82, 529	1		Z 1	305, 969 1 556, 271	124, 359	313, 666 120, 260	833, 792
(注)	①雇用保険	料欄のAは一般の事業、	Bは建設		人外の特掲事業	313,119 美、Cは建設の事業		891,931 ②特別加		1 342,810 4 1,205,050 分欄の1は継続、	99,485 24,874 2は変更、31	433, 926	1,267,718 f規をあらわす。

F			-							
	合	計	105	4, 811, 151		甲 18 之 9	5, 611, 325	11, 880, 285 271, 365	4, 722, 798	6, 094, 861
	П	ΠI	98	821, 250 5, 632, 401		5 6, 108, 696 38	3, 913, 699 5 2, 216, 073 8 11, 741, 097	410, 553		11, 693, 659
-	(注) ①雇用保険料欄	■のAは一般の事業、Bは建	設の事業に	以外の特掲事業、Cは建設の事	業をあらわす。	②特別加入者区:	分欄の1は継続、	2は変更、3は	説退等、4は新	規をあらわす。

		府県	管轄 × ×	9	_	_	番号	×	X		令和 🧲	5 年	F度 確	定 伢	译	料	_	般	拠	出	金	申	告	書	内	訳	- 3	事務組合	名	<u>労</u>
枝番号	事	業 場 主	名 名		1		賃	金	総 (F	額 f-円)	率 (1000分の)	_	一般拠	出金額	(円)		枝番号						業業	主	の	名		导 3	業種番号
001	(株) A社								27,	555	0. 0:	2				551														
002	(株) B 社 委託解除 R7.	1. 10							20,	, 862	0. 0:	2				417														
												+						<u> </u>	_											
																											ľ	合		計

申告書



労働保険事務組合	埼玉協議会
理 事 長 埼玉	太郎
事務担当者 所沢	三郎

金総額 (千円) (1000	率)分の)	一般拠出金額 (円)
		18, 1

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳 (労働保険事務組合用)

令和 6 年度分

1枚のうち 1枚目

	ᅩ	T /E	170	府	県	所掌	管	轄		基	幹	番	号					
	が 性番	划1 才	険 号	1	1	1	*	*	*	*	*	*	*	*				
	枝 番号		特 氏	別加	入者 名	給 日	付 基	礎 額			算定期 引加入			例 (る理		加入月数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額
0	0	3	熊	谷	保	1	14,00	[™]	〇年 4月 1日 ~ 〇年11月28日		1 加. 2 ^{脱退}		滅等	月 8	425,834	3,406,672		
			Ī	計1:	名			Ħ	~	手 月 年	月月	日日	1 加, 2 脱退		滅等	月	Р	Н
								円	~	手 月 年	月月	日日	1 加, 2 脱退		滅等	月	P	Н
0	0	4	Ш		一郎	1	0,00	n 100	~		1月20 E3月3		① 加. 2 脱退	入 、自動消	滅等	3	304,167	912,501
0	0	4	川	口	二郎		3,50	¤ 00	?		1月 20 5 3月3		① 加. 2 脱退	入 、自動消	滅等	3	106,459	319,377
			,	計2	名			Ħ	*** *	年年	月月	日日	1 加, 2 脱退		滅等	月	P	1,231,878
								Ħ	*f	手 F 年	月月	日日	1 加, 2 脱退		滅等	月	P	H H
								H	ź ~	手 月 年	月月	日	1 加, 2 脱退		滅等	月	F	H
								円	~	手 月 年	月月	日	1 加, 2 脱退		滅等	月	Р	Н
								Ħ	~	手 月 年	月月	日	1 加。 2 脱退		滅等	月	P	Н
	計				人										7			Ħ

上記のとおり報告します。

<u>令和 7年 7月 7日</u>

(郵便番号 330 - 6016) <u>埼玉</u>労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 電話 (048)-(600) 6203 番

労働保険

所 在 地 さいたま市中央区新都心11-2

事務組合

_{名称} 労働保険事務組合 埼玉協議会

代表者氏名 理事長 埼玉 太郎

4. 年度更新の手続

(1) 申告・納付期限

7月10日

※ 申告・納付期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たる ときは、その翌日が納期限となります。

もし、申告・納付期限をすぎると・・・・・・

- 労働保険事務組合に対する報奨金が交付されません。
- 追徴金及び延滞金を徴収されることがあります。

<延納する場合の納付期限>

	納付期限	口座振替日
1期	7月10日	9月8日
2 期	11月14日	11月14日
3 期	2月16日	2月16日

※ 納期限及び口座振替日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときは その翌日が納期限及び振替日となります。

(2) 申告書内訳(電子) について

- ※ 申告書内訳等を電子媒体(CD 又は DVD)で提出する場合でも、紙媒体での提出は 必要になります。
- ※ 電子媒体の提出期限も申告・納付期限と同様です。
- ※ 厚生労働省が指定した、データ形式で作成してください。

令和7年度以降の年度更新においては、「申告書内訳情報(新データ形式)」の CSV 形式のみ

提出可能となりますのでご留意ください。

- ※ 詳細は厚生労働省作成「労働保険 年度更新 申告書の書き方」 及び厚生労働省HPをご確認ください(以下抜粋です)。
 - ・ DVD・CDはウィルス対策ソフト等で事前にウィルスチェックを行ってください。
 - ・ 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙) と同じ内容です。

ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び 第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。

- ・ DVD、CDのラベルには、①~⑤について記載してください。
- ① 事務組合の名称
- ② 労働保険番号・・・全ての労働保険番号を記載(枝番号は不要)別紙も提出可。
- ③ 「令和〇年度申告書内訳」の記載
- ④ 作成日付
- ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化促進を図ることを目的として、 事務組合が「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体を 提出した場合には報奨金(電子化分)の対象となります。





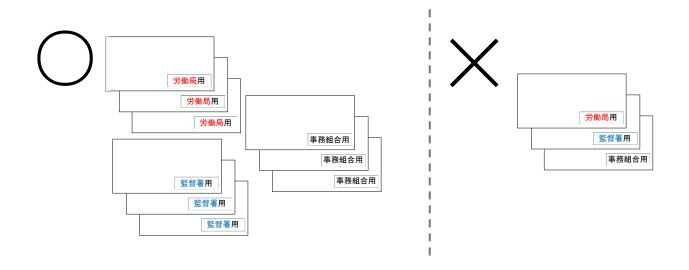
(3) 申告書等提出先及び主な提出方法

○ 申告書提出先:埼玉労働局総務部労働保険徴収課

	† ⊟⊥∐ ⇒ ¥ ⊼				基幹番号末尾			
	提出書類	0 (1)	2 (3)	4	5	6 (7)	(一人親方)	3 (海外派遣)
	【様式第6号(甲)】	0	0	0	0	0	0	0
	労働保険概算·確定保険料等申告書 (2枚複写)			目の <mark>提出用</mark> を提り <i>新で必ず提出。</i>				
	※ババル使用事務組合 で出力 【組機様式第9号】	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		
	労働保険事務組合保険料等 申告書内訳総括表(3枚)		動局用・監督署用 <i>基幹番号末尾</i>		•			
	※システム使用事務組合			_				
۱	で出力 【組機様式第10号】 及び【続紙】		│ O 励局用・監督署用	〇	日会均け事務組	O ≙⊞1		
ハ ず つ.	保険料·一般拠出金申告書内訳(3枚)	· · · · ·	《基幹番号末尾》	-				
ָט'	※システム未使用事務組合 【様式第6号(甲)】	0	0	0	0	0		
	保険料·一般拠出金申告書内訳 (3枚複写)		」 動局用・監督署用					
	(0)从按子/	*	《 基幹番号末尾》	2(3)については	t <u>監督署用</u> <i>は不</i>	· 要		
	【別紙様式第2号】 特別加入保険料算定基礎額特例	0			〇 出、 2枚目 は	車 数组 会 田 1	0	0
	計算対象者内訳(2枚複写又は2枚)		<i>*</i> 4	「 ・1X 日 を16 年度更新以前に3			· <i>提出</i>	
۲	※システム使用事務組合 で出力				0			
۸ I	【組機様式第8号】 一括有期事業総括表 労働保険等 算定基礎賃金等の報告	<u>/</u> [労働局用のみ	提出(監督署控に	は不要)。 事務組	合控·事業主控	 は事務組合用]		
ร ั_ ใ	界と基礎員並等の報告 (3枚)	<i>*</i> i	<i>控えは<mark>事務組合</mark></i>	控か事業主控の	のどちらかだけて	でも可 		
מ	※システム未使用事務組合 【別添様式】				0			
	労働保険等 〇年度一括有期事業 総括表(建設の事業)(2枚複写)	· · · · · ·	提出 (監督署控)に <i>控えは</i> 事務組合	-		•		
		* 1	全人は 事務組合	<u>をか事業主任</u> の	י (ובויתפפטת	. 		
	【様式第7号 (第34条関係)(甲)】 労働保険一括有期事業報告書	THE HER	(旧様式の場合、			3組入用 1		
	(建設の事業)(2枚複写)	山灰山州	(旧水丸の物口、	正) 0007提出、[<u>₱₭┸ഥ</u> ₨₱₿	加口刀」		
	【様式第7号 (第34条関係)(乙)】			0				
	労働保険一括有期事業報告書 (立木の伐採の事業)(2枚複写)	[提出用	(旧様式の場合、	 正 のみ提出、	/ 事業主控 <mark>は事務</mark>	系組合用]		
	(立小の戊沫の事未代2枚後子)							
	【組様式第6号(乙)】						0	
	保険料申告書内訳(第2種特別加入 保険料)(3枚複写)						[労働局用・関 事務組合控は	監督署用を提出 事務組合用]
	【海特様式第1号】 第3種特別加入保険料申告内訳							0
	【海特様式第2号】 名簿						[<u>1.2枚</u> [[⊥] ≟ を提出、
	^{日海} (それぞれ3枚複写)						<u>3 枚目</u> は	事務組合用]

提出時の注意事項

〇 申告書内訳及び一般拠出金内訳などの各種様式については、申告書の労働保険番号別に分け、 さらに各様式ともそれぞれの提出先(『労働局用』、『監督署用』、『事務組合控』)ごとに、 束ねて提出してください。



(4)納付先及び納付方法

○ 納付先:日本銀行(代理店を含む)、郵便局又は埼玉労働局 日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む)又は郵便局に納付する場合は、納付書の部分を 申告書から切り離し、納付書のみを金融機関に提出してください。

□座振替の注意事項 =

- □座振替納付制度利用事務組合については、□座振替日前に事前通知が送付されるので、振替額及び振替□座の残高を確認してください。また、□座振替後には、結果のお知らせが送付されます。
- メリット事業を委託解除した場合など、年度更新で確定のみの申告で労働保険番号が廃止に なる分については、その労働保険番号については口座振替が行われませんので、手納付して ください。

(5) メリット制適用事業場の年度更新

メリット制とは、一定規模以上の事業について災害率の高低に応じて労災保険料率から非業務 災害率を減じた率を最大 40%の範囲内で増減させる制度です(立木の伐採事業については 35%)。 メリット制適用事業場の年度更新については、いくつか注意点があります。

1. 申告書内訳の注意点(事務組合で作成)

メリット制適用事業については、基幹番号全体の申告書内訳とは別個に申告書内訳を作成 する必要があります。その際、以下の点に注意して作成してください。

- ・ 「申告書内訳」及び「一般拠出金内訳」は一般事業場とは分けて、メリット事業場のみの 内訳にまとめて記入し、上部余白に**『メリット適用分』**と朱書してください。
 - ※ メリット適用分の内訳については、合計欄の記入は必要ありません。



2. 申告書の注意点(国から送付されるものを記入)

メリット制適用事業については、基幹番号本体の申告書(枝000)とは別個に申告書が作成されます。メリット料率は年度単位で適用し、申告書の作成パターンは以下の4つがあります。

【例】基幹番号999990における枝003の事業場に係るメリット制適用

(基準料率…本来の労災保険料率)

	R6 年度更	新(前年度)	R7 年度更	新(今年度)		14.000 - 4.4.1.31
	R5確定	R6概算	R6確定	R7概算	国から送付されるもの	枝003の申告方法
継続	メリット 料率	メリット 料率	メリット 料率	メリット 料率	・申告書2枚(枝000・枝003)	確定・概算を枝003の申告書で申告
メリット	基準料率	メリット 料率	メリット 料率	メリット 料率	「労災保険料率決定通知書」	確定・似界を仅003の中占書で中占
新規 メリット	基準料率	基準料率	基準料率	メリット 料率	・ 申告書2枚(枝000・枝003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	確定・概算を枝003の申告書で申告 (枝000の申告書のR6申告済概算には 枝003分のR6申告済概算が除かれて 印字される)
今年度	メリット 料率	メリット 料率	メリット 料率	基準料率	申告書2枚(枝000・枝003)	確定・概算を枝003の申告書で申告
メリット落ち	基準料率	メリット 料率	メリット 料率	基準料率	中日音24X(4X000~4X000)	唯た「似界で収003の中日音で中日
前年度 メリット落ち	メリット 料率	基準料率	基準料率	基準料率	· 申告書1枚(枝000)	枝000の申告書に含めて申告 (枝000の申告書のR6申告済概算には 枝003分のR6申告済概算が含まれて 印字される)

[※] メリット制適用事業場が複数ある場合は、その数だけ申告書を作成することになります。

3. 新年度4月1日以降にメリット事業場の委託を受けた場合

申告の際は、委託前の労働保険番号で通知された『労災保険率決定通知書』の写しを添付していただいた上で、以下のとおり申告してください。

- (口座振替制度未利用事務組合) メリット事業場ごとに「申告書」を作成してください。
- (口座振替制度利用事務組合) <u>当該メリット事業場分の</u>「申告書」を本体(枝番号-000)と 別に作成しても、その分の<u>新年度第 1 期概算保険料の納付は口座振替の対象外となります</u> ので、単体で「申告書」を作成せずに、本体(枝番号-000)の「申告書」に含めて申告してください。

4. 一括有期事業総括表の作成における注意点

メリット事業場における一括有期事業総括表の保険料率は「メリット料率」欄を使用しますが、 以下に注意してください。

- ① 年更申告書と一緒に送付される「労災保険率決定通知書(以下、「通知書」という。)」は、 令和7年度概算における通知となります。
- ② 令和6年度確定にあたっては、昨年送付した「通知書」又は3月に埼玉労働局から送付している事務連絡「委託事業場のメリット制の適用について」の増減率により作成してください。 ※ 今回送付される「通知書」は、令和7年度確定保険料の算定に使用しますので、令和8年度の年度更新まで保管しておいてください。
- ③ 「通知書」の「業種番号」は、主たる事業の番号を記入していますので、他の種類の事業がある場合には下表の事業の種類別に、同じ増減率欄に記載のそれぞれの労災保険率を適用してください。
 - (例) メリット増減率が増10%の事業の場合は下表を縦に見ていただき

業種番号 33 (舗装工事業) は 9.84

業種番号 35 (建築事業) は 10.39

業種番号37(その他の建設事業)は16.44

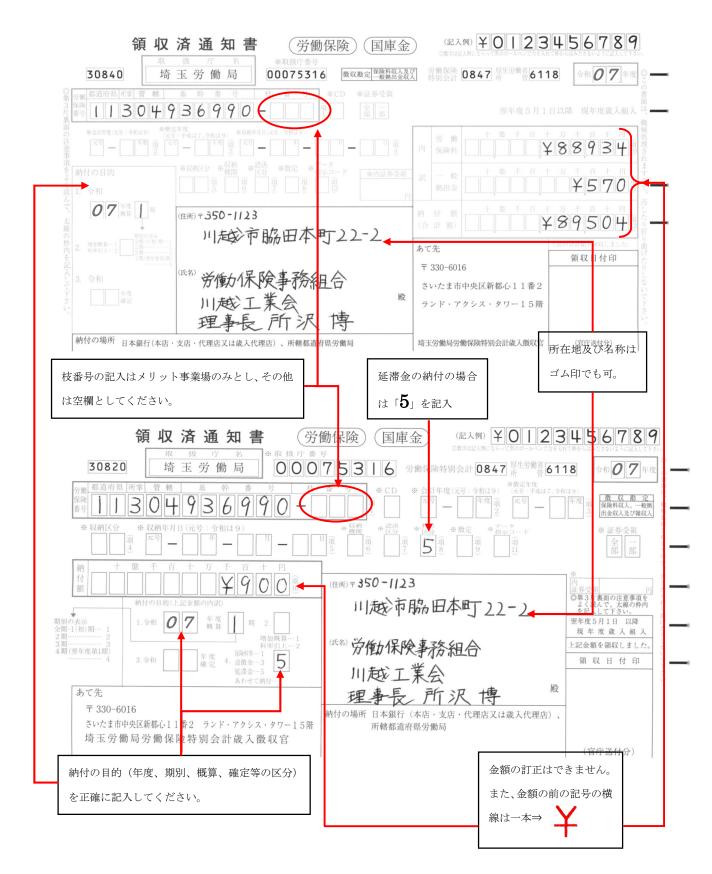
の率を用いることとなります。

業種	年度			令 利	1 6	年 度	ぜ 確	定	保 険	料	率 (_	括 7	有 期	事	業)		
番号	事業の種類	-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	基準率	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
31	水力発電施設 ずい道等 新設事業			「水力発行 埼玉労働										書き方」	をご覧い	ただくか、		
32	道路新設事業	6.840	7.360	7.880	8.400	8.920	9.440	9.960	10.480	11	11.520	12.040	12.560	13.080	13.600	14.120	14.640	15.160
33	舗装工事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
34	鉄道又は 軌道新設事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
35	建設事業	5.940	6.385	6.830	7.275	7.720	8.165	8.610	9.055	9.5	9.945	10.390	10.835	11.280	11.725	12.170	12.615	13.060
36	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	3.840	4.110	4.380	4.650	4.920	5.190	5.460	5.730	6	6.270	6.540	6.810	7.080	7.350	7.620	7.890	8.160
37	その他の 建設事業	9.240	9.960	10.680	11.400	12.120	12.840	13.560	14.280	15	15.720	16.440	17.160	17.880	18.600	19.320	20.040	20.760
38	既設建築物 設備工事業	7.440	8.010	8.580	9.150	9.720	10.290	10.860	11.430	12	12.570	13.140	13.710	14.280	14.850	15.420	15.990	16.560

⁽注) この表の保険率には、通勤災害に係る率1000分の0.6が含まれています。

5. 納付書記入上の留意点

- 申告書に付いている納付書の金額を書き誤った場合は、種別『30840』の納付書に書き換えて 納付してください。
- 滞納保険料等の納付については、特に下記に留意のうえ作成し、保険料等の交付があり次第 ただちに納付してください。
- 延滞金、追徴金の納付には種別『30820』の納付書を使用してください。



6. 労働保険料等を滞納した場合の事務処理

(1) 滞納が発生した場合の対応

委託事業主が保険料・拠出金を納付することができなかった場合、まずは以下3つの対応が 必要になります。

- ① 金融機関に連絡し口座振替納付を止める(口座振替を利用している場合のみ)
- ② 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替期日までに手納付する
- ③ 労働保険料等滞納事業場報告書(※)を提出する(※埼玉労働局 HP に様式を掲載しています。)

次に、滞納事業場の事業主に対し納付督励を行います。納入がありましたら労働保険料等納入 事業場報告書を提出してください。

- ④ 納付の督励を行う
- ⑤ 納付があったときは労働保険料等納入事業場報告書(※)を提出する
- ① 金融機関に連絡し口座振替納付を止める(口座振替を利用している場合のみ)

取引先金融機関に連絡し、口座振替による納付を停止してください。振替停止の手続方法や どの基幹番号分が停止対象となるかについては、金融機関によって取り扱いが異なりますので 金融機関にご確認ください。

なお、口座振替を利用していない事務組合は①の対応は不要です。

② 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替期日までに手納付する

滞納分を除いた保険料額について、手書きで納付書を作成してください。納付は口座振替の納付期限までにお願いします。

③ 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する (P26 をご参照ください)

当報告書の提出は**法定納期限経過後 15 日以内**となっております。提出がない場合は事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

④ 納付の督励を行う

滞納発生後も納入しない事業主には定期的に連絡し、納入督励をしてください。**督励を行った** 場合は、その記録(P27「(記入例)」参照)を必ず残すようにしてください。

その後の滞納整理に役立てるため、督励記録の提出にご協力いただく場合がありますので、具体的に記録していただくようお願いします。

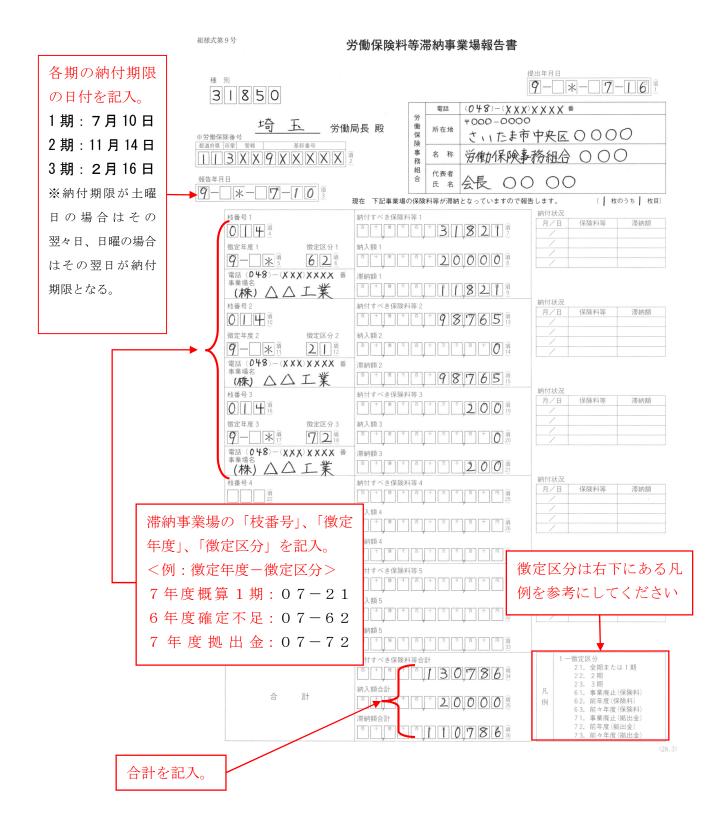
⑤ 納付があったときは労働保険料等納入事業場報告書を提出する (P27 をご参照ください)

当該報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料がどの委託事業主の滞納保険料等であるかが不明となり収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いします。

なお、翌月 10 日までの提出となっていますが、*期日を待たず早めに報告をお願いします。*

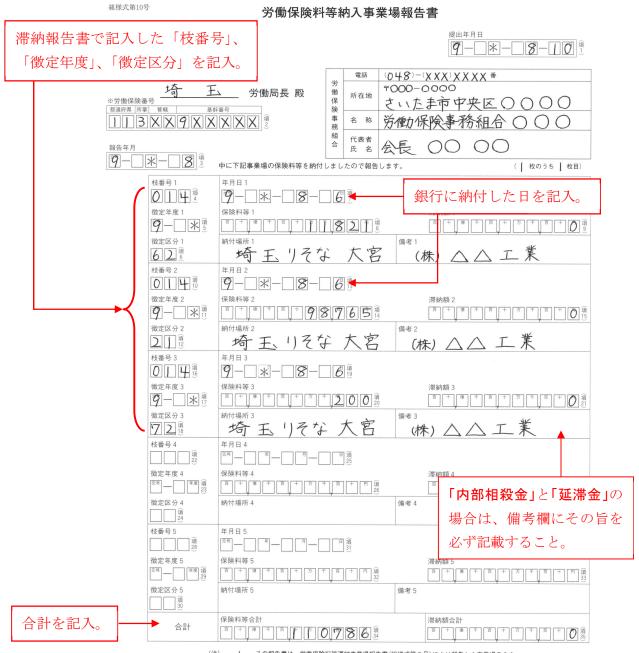
(2) 労働保険料等滞納事業場の報告

労働保険料等を納期限までに集金できなかった委託事業場があるときは「労働保険料等滞納事業 場報告書」を作成し、速やかに報告してください。



(3) 労働保険料等納入事業場の報告

- (2) により報告した滞納事業場から労働保険料等の交付を受け、国へ納付したときは「労働 保険料等納入事業場報告書」を作成し、速やかに事務組合係まで提出してください。
- ※ この報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料が、どの委託事業主の滞納保険 料等であるか不明なため、収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いします。 なお、翌月10日までの提出となっていますが、期日を待たず早めに報告をお願いします。



(注) この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

「労働保険料等滞納事業場報告書」及び「労働保険料等納入事業場報告書」の各様式につきましては、 下記の埼玉労働局ホームページに掲載しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudouhoken_youshiki.html

滞納事業場納入督励事跡

事務組合 名称	〇×労働保険事務組合
滞納事業場 労働保険番号	11—3—01—999990—999
滞納事業場 名称	△□海運 株式会社

滞納保険料等 内訳									
年度	前年度 確定不足	全期(期)	2期	3期	延滞金(保)	一般拠出金	延滞金(拠)		
平·令 X 年度	¥50,000	¥100,000				¥500			
平•令 年度									
平•令 年度									
平•令 年度									

日付	事組 担当者	事業場 応対者	応対方法	内容
RX.7.17	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	納付期限RX.7.10を過ぎても納付がないため、事業場へ電話。 不在のため、留守番電話へ納付するように督励のメッセージを残す。
RX.7.20	労働 太郎	徴収 花子	郵送(電話)訪問・呼出	代表取締役 徴収花子 様より電話。 資金繰りが厳しく、現金、預金が不足しているとのこと。 取引先から直近の入金がRX.8.10の予定なのでそこまで待ってほしいとのこと。
RX.7.21	労働 太郎		郵送·)電話·訪問· 呼出	労働局へ当事業場分の第一期滞納事業場報告を郵送提出。
RX.8.16	労働 太郎		郵送 、電話)訪問・ 呼出	RX.8.3の電話連絡以降、連絡および入金なし。 電話するも不在。留守番電話に督励のメッセージを残す。 また納付するよう督励の文書を送付。

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険事務組合

労働保険料等納入催告の依頼について

令和 年 月 日現在、下記事業場の保険料等が、納入期限を経過しても未納となっていますので、納入催告書の交付を依頼します。

記

労働保険	府県	所掌	管轄	基幹番号	룰					
番号							_			
枝番号		所名称 .び		土 幼児 12年	1. 学 大 記		備考			
仪留方		生地		未納保険料等内訳						
			年	度確定不足						
			年	度概算 期						
			年	度一般拠出金						
			合	計						
			年	度確定不足						
			年	度概算 期						
			年	度一般拠出金						
			合	計						

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

殿

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

公 印

労働保険料等の納入催告について

令和 年 月 日現在、未納となっている下記労働保険料等を、至急、あなたが事務委託している「〇〇〇〇労働保険事務組合」へ納付されるよう催告いたします。

なお、労働保険料等を完納しないときは、財産差押えの処分を行うこととなる場合もありますのでご留意ください。

記

納入催告書には委託手数料等の記載はできませんのでご注意ください。

- 注意 1・労働保険料等を指定期限までに完納しないときは、納期期限の翌日から納入の 日の前日までの間について保険料等の額につき法に定める割合で計算した額の 延滞金の金額をあわせて納入していただきます。
 - 2 ・本状到達後、早急に納付できない事情のある場合は、必ず委託先労働保険事務組 合へ相談してください。

7. 増減訂正・概算修正について

・ 概算に係る訂正

増額訂正:新規委託の事業場の概算を新たに立てる場合

減額訂正:申告済みの事業場が委託解除した場合

(概算保険料が増額になる場合を含む)

概算修正:申告済みの事業場の概算額を変更する場合

(概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合)

・ 提出(持参又は郵送)期間等

<増額訂正・概算修正(増額)>

期	提出期間	摘 要
2期	9月1日 (月) ~ 9月19日 (金)	2 期及び 3 期分の納付書又は口座振替に 反映される。
3期	12月1日(月)~12月19日(金)	3 期分の納付書又は口座振替に反映される。

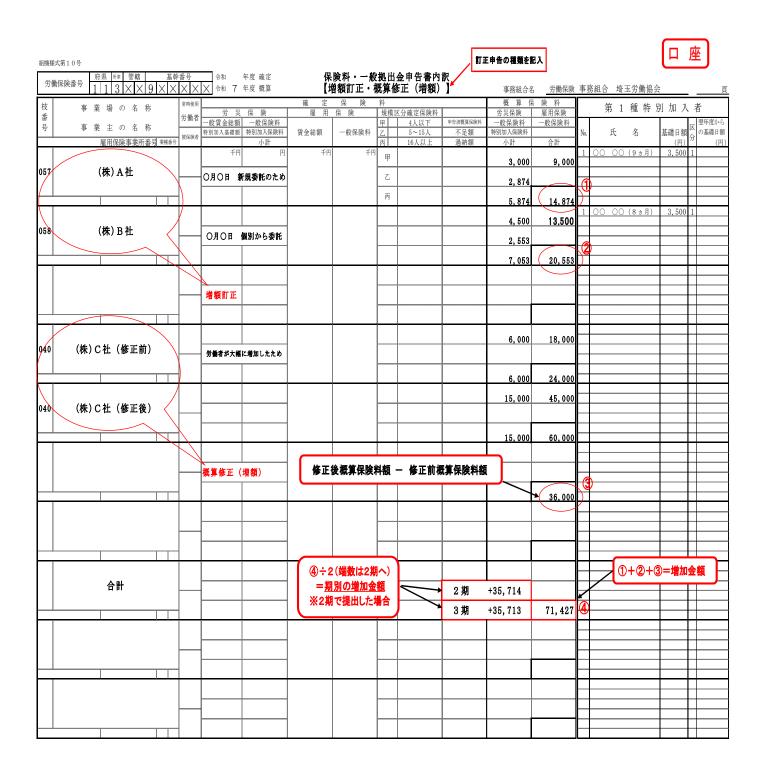
<減額訂正・概算修正(減額)>

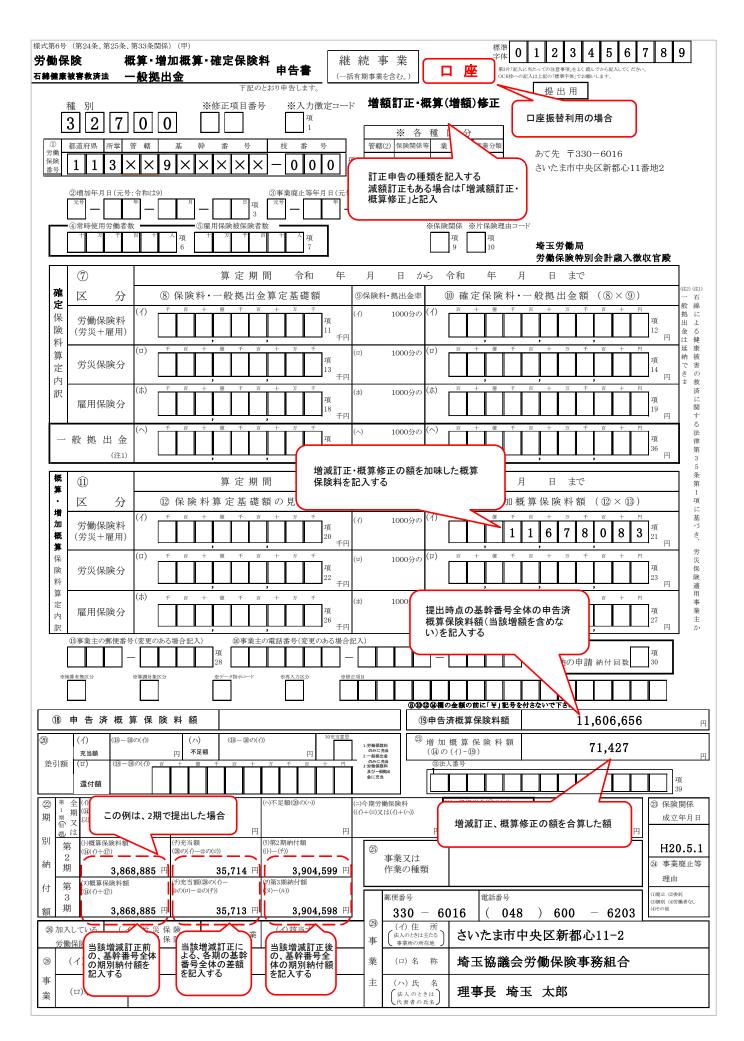
期	提出期間	摘 要
2期	9月1日 (月) ~ 9月19日 (金)	3 期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	12月1日(月)~12月19日(金)	3 期分の納付書又は口座振替に反映される。

- ※ 上記提出期間外の申告は受付できません。<u>提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。</u>
- ※ 減額訂正を行う場合、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で翌年度の年度更新時に納付して頂きます。 ただし、メリット事業場については<u>申告書による確定精算</u>となるため、<u>一般拠出金の</u>納付が必要となります。
- ※ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。
- ※ 同じ期に同一の基幹番号で増額訂正と減額訂正がある場合、申告書内訳は各々分けて 作成し、申告書はまとめて作成して下さい。

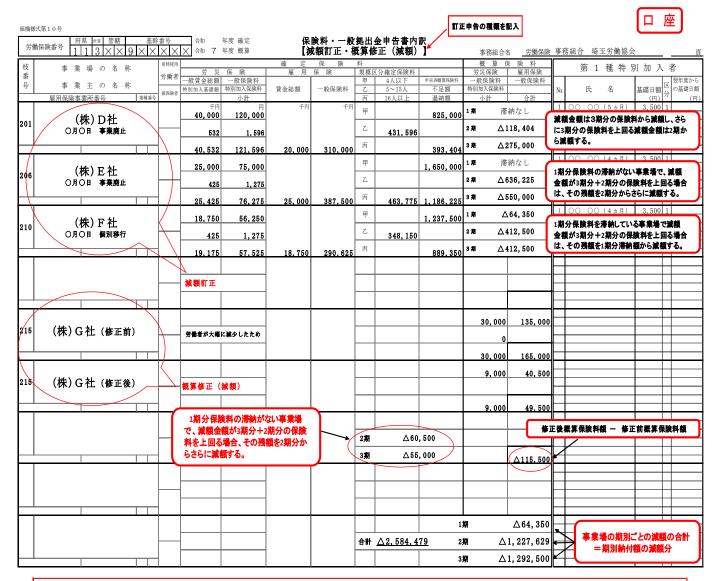
〈増額訂正・概算修正(増額)の申告の記入例〉

- ・ 増額訂正及び概算修正(増額)は同一の内訳書に記入してください。
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」 を併せて添付してください。
- ・ 同じ基幹番号で減額訂正がある場合、申告書内訳は各々分け、申告書は一つにまとめて作成して ください。





〈減額訂正・概算修正 (減額) の申告の記入例〉

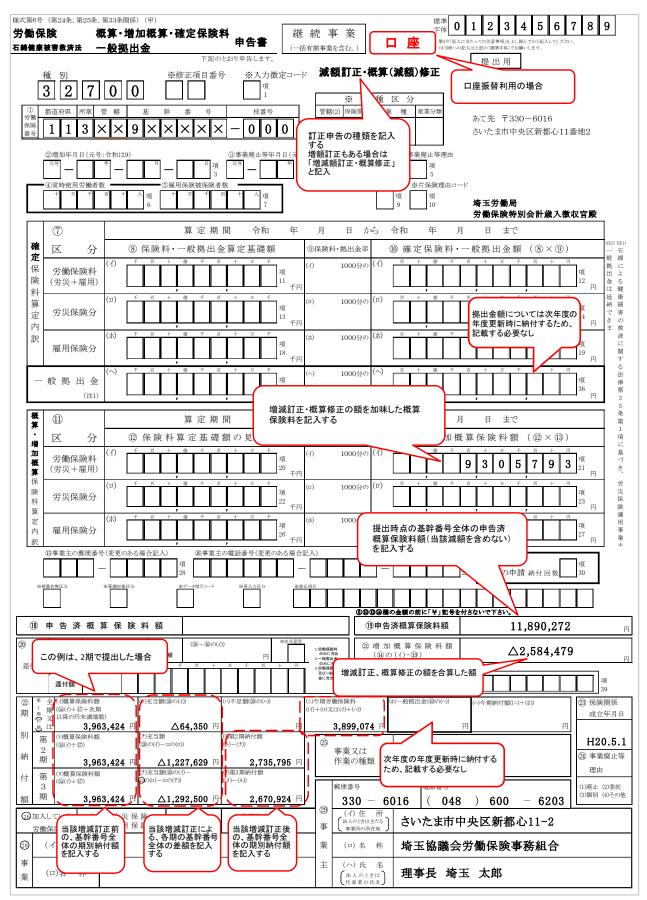


P.32の説明のとおり、一般拠出金額の算定をして委託事業場から徴収しておきますが、<mark>納付は翌年度の年度更新時</mark>であ り、<u>上記「組機様式第10号(続紙)</u>は<mark>提出の必要はありません</mark>。

メリット事業場については確定精算となるため、上記「組機様式第10号(続紙)」の提出および一般拠出金の納付が必要となります。

組機様式第10号 労働保	府県 所掌 管轄 基(\$番号 × × ×	令和	年度 確定 保 険 料	· — #	投換	L出金申	告書	内訳	事務組合名	0000	〇労働保険事務組		メリット適用分
枝番号	事 業 場 の 名 称 事 業 主 の 名 称 雇用保険事業所番号 業種番号	賃金総額(千円)	i 率	一般拠出金額 (円)		枝番号			場の き 主 の き 雇用保		業種番号		車 (1000分の)	一般拠出金額 (円)
201	㈱D社	40,000	0. 02	800										
202	㈱ E社	'	0. 02	500										
203	(株)E社		0. 02	375										
			 -											
	(合 計)			1,675										

- ・ 減額訂正及び概算修正(減額)は同一の内訳書に記入してください。
- ・ メリット事業場を除き一般拠出金の申告は必要ありません。(末尾2・3・8以外)
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて 添付してください。
- 同じ基幹番号で増額訂正がある場合、申告書内訳は各々分け、申告書は一つにまとめて作成してください。



※ 一人親方(末尾8)の場合

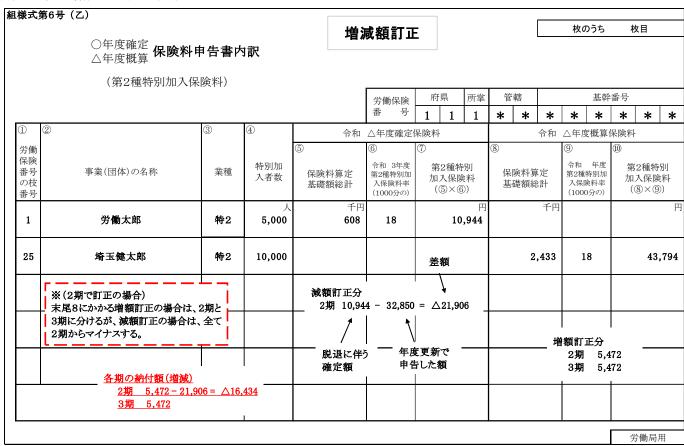
增額訂正

- ① 2期で増額訂正する場合(年度途中の加入) 増額となる合計額を2分割し、2期と3期に上乗せする(端数は2期に充てる)。
- ② 3期で増額訂正する場合 増額となる合計額すべてを3期に上乗せする。

減額訂正 (年度途中の脱退)

- ① 2期で減額訂正する場合 減額となる合計額を全て 2 期でマイナスする (なお、マイナスする額が 2 期の納付額を 超える場合は、超えた金額を 3 期からマイナスする)。
- ② 3期で増額訂正する場合 減額となる合計額を全て3期でマイナスする。

(例) 2期で増減訂正する場合



※ 提出にあたっては、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第1号)」(P20参照) も提出してください。

8. 確定修正について

○確定に係る訂正

確定修正:申告済みの確定保険料を修正する場合(2会計年度まで)

※ 還付が生じる場合及び失業事故による遡及適用(取得日の変更を含む)については **算定基礎調査を行います**。このような事案が発生した場合は、**事前に**埼玉労働局 労働保険徴収課事務組合係まで**連絡してください**。

○提出書類等(持参又は郵送)

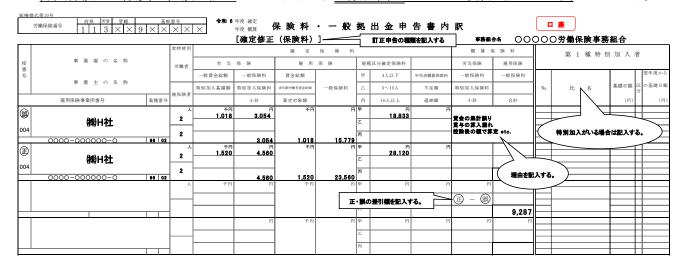
・ <u>保険料等申告書</u> ・<u>保険料申告書内訳</u> ・<u>一般拠出金申告書内訳(労災保険の一般賃金総額</u> が修正になる場合)

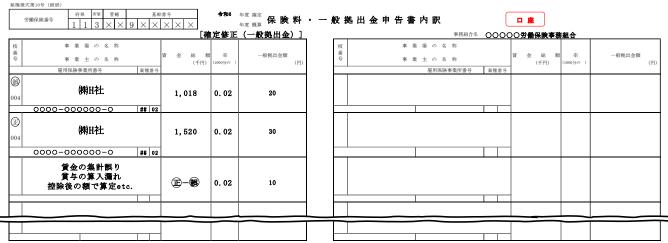
※訂正前の「賃金等の報告」(写)と訂正後の「賃金等の報告」(写)を添付して下さい。

- ※随時受付いたしますが、処理に時間がかかることがありますのでご了承下さい。
- ※差額分の保険料、一般拠出金については、**埼玉労働局から送付される納付書で納付して** 下さい。

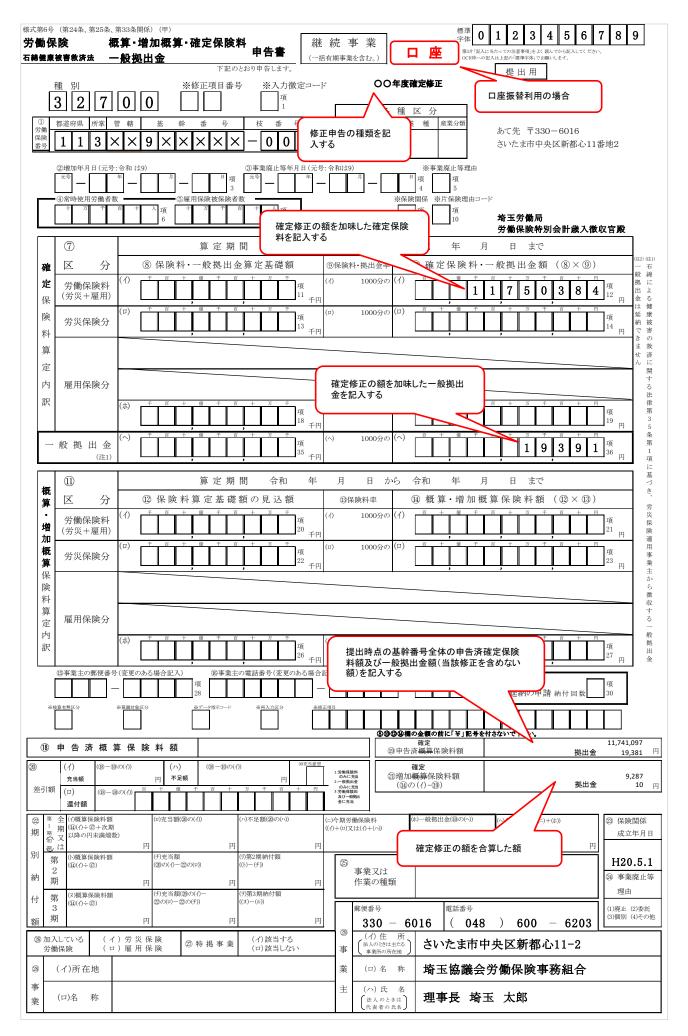
〈確定修正申告の記入例〉

- ・年度更新で既に確定申告している事業場の確定額を変更する場合に行います。
- ・労災保険の一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。





※ 労災保険に係る一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。



労 災 保 険 率 表

H30.4.1 改 定 R6.4.1 改 定

	1		改 定	改定
事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率	労災保険率
林 業	02又は03	林業	60 /1000	52 /1000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18 /1000	18 /1000
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 /1000	37 /1000
	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	88 /1000	88 /1000
	23	石灰石鉱業又はドロマ小鉱業	16 /1000	13 /1000
鉱業	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5 /1000	2.5 /1000
	25	採石業	49 /1000	37 /1000
	26	その他の鉱業	26 /1000	26 /1000
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業(※2)	64 /1000	34 /1000
	32	道路新設事業	11 /1000	11 /1000
	33	舗装工事業	9 /1000	9 /1000
77 50 - 1	34	鉄道又は軌道新設事業	9 /1000	9 /1000
建設事業	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5 /1000	9.5 /1000
	38	既設建築物設備工事業	12 /1000	12 / 1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 /1000	6 /1000
	37	その他の建設事業	15 / 1000	15 / 1000
	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	6 /1000	5.5 /1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4 / 1000	4 / 1000
	44	木材又は木製品製造業	14 / 1000	13 /1000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5 / 1000	7 /1000
	46	印刷又は製本業	3.5 / 1000	3.5 /1000
	47	化学工業	4.5 / 1000	4. 5 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	6 / 1000	6 /1000
	66	コンクリート製造業	13 / 1000	13 /1000
	62	陶磁器製品製造業	18 / 1000	17 /1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 / 1000	23 /1000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	51	正偶相称来(チ坎立偶相称来を称く。) 非鉄金属精錬業		
製 造 業	52	・	7 / 1000 5. 5 / 1000	7 /1000 5 /1000
表 但 未	53	並為的村田表追来(財初来を)所、。) 鋳物業	16 / 1000	16 /1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10 / 1000	9 /1000
	63	並病表記表記未入は並病が上来(行及が、カヤ、テエ共入は 版並初表起来及びが プラスをかべ。) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	55	け、Ran 、プロ、アエス人は NV 型の表現木(リンご木と)が、。) めつき業	7 /1000	6.5 / 1000
	- 55		1 / 1000	0.0 / 1000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、 光学機械、時計等製造業を除く。)	5 /1000	5 /1000
	57	電気機械器具製造業	2.5 /1000	3 /1000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4 /1000	4 /1000
	59	船舶製造又は修理業	23 /1000	23 /1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5 /1000	2.5 /1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 /1000	3.5 /1000
	61	その他の製造業	6.5 /1000	6 /1000
	71	交通運輸事業	4 /1000	4 /1000
- 4A	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9 /1000	8.5 /1000
運 輸 業	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9 /1000	9 /1000
	74	港湾荷役業	13 /1000	12 /1000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 /1000	3 /1000
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 /1000	13 /1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13 /1000	13 /1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5 /1000	6 /1000
その他の古典	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5 /1000	6.5 /1000
その他の事業	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 /1000	2.5 /1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3 /1000	3 /1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 /1000	2.5 /1000
	94	その他の各種事業	3 /1000	3 /1000
	00	业的正方老 の事業(以1)	47 /1000	40 /1000
	90	船舶所有者の事業(※1)	47 /1000	42 /1000

^{※1} 平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに 伴い「船舶所有者の事業」を新設した。 ※2 業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、H30.4.1~R6.3.31の間に開始した工事についての労災保険率等については、 次ページの**<注意事項>**を参照。

労務費率表

H30. 4. 1 改 定 改 定

事業の種類の分類	事	業の種類	請負金額に 乗 ずる率	請負金額に 乗 ずる率
	水力発電施設、ずい	道等新設事業	19%	19%
	道路新設事業		19%	19%
	舗装工事業		17%	17%
	鉄道又は軌道新設事	業	24%	19%
建設事業	建築事業(既設建築	物設備工事業を除く。)	23%	23%
	既設建築物設備工事	業	23%	23%
	機械装置の組立て 又は	組立又は取付に関するもの	38%	38%
	据付けの事業	その他のもの	21%	21%
	その他の建設事業		24%	23%

<注意事項>

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、平成30年4月から令和6年3月までの間に開始した工事については、以下の労務費率及び労災保険率によります。

工事開始時期	労務費率	労災保険率		
平成30年4月1日~	18%	64/1000		
令和3年1月31日	実支払賃金額用いて 算出する場合	62/1000		
令和3年2月1日~ 令和3年3月31日	18%	64/1000		
令和3年4月1日~ 令和6年3月31日	19%	62/1000		

第二種特別加入保険料率表

H30.4.1 R6.4.1 改定 改定

		以上	以上
事業又は作業 の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種 特別加入 保険料率	第二種 特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業)	12 /1000	11 /1000
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18 /1000	17 /1000
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45 /1000	45 /1000
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52 /1000	52 /1000
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7 /1000	6 /1000
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14 /1000	14 /1000
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第1条に規定する船員が行う事業)	48 /1000	48 /1000
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業(柔道整復師)	3 /1000	3 /1000
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業(創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者)	3 /1000	3 /1000
特10	労災保険法施行規則第46条の17第10号ロの事業(あん摩マッサージ指圧師、はり師又は きゅう師)	3 /1000	3 /1000
特11	労災保険法施行規則第46条の17第11号ロの事業(歯科技工士)	3 /1000	3 /1000
特12	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械従事者)	3 /1000	3 /1000
特13	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3 /1000	3 /1000
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	15 /1000	14 /1000
特15	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6 /1000	5 /1000
特16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17 /1000	17 /1000
特17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3 /1000	3 /1000
特18	労災保険法施行規則第46条の18第3号への作業(仏壇、食器の加工の作業)	18 /1000	18 /1000
特19	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3 /1000	3 /1000
特20	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9 /1000	9 /1000
特21	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3 /1000	3 /1000
特22	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5 /1000	5 /1000
特23	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業(芸能関係作業従事者)	3 /1000	3 /1000
特24	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業(アニメーション制作作業従事者)	3 /1000	3 /1000
特25	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業(情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業 従事者)	3 /1000	3 /1000

第三種特別加入保険料率

H30.4.1 R6.4.1 改 定 改定予定

	9, /L	50 /L 1 /L
対象	第三種 特別加入 保険料率	第三種 特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3 /1000	3 /1000

≪ 公共職業安定所一覧 ≫

	名称	郵便番号及び所在地	電話番号
	川口公共職業安定所	〒332-0031 川口市青木3-2-7	048-251-2901
	熊谷公共職業安定所	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656
	本 庄 出 張 所	〒367-0053 本庄市中央2-5-1	0495-22-2448
	大宮公共職業安定所	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609
	川越公共職業安定所	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1F	049-242-0197
	東松山出張所	〒355-0073 東松山市上野本1088-4	0493-22-0240
	浦和公共職業安定所	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461
	所沢公共職業安定所	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1·2F	04-2992-8609
	飯 能 出 張 所	〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F	042-974-2345
* 1	秩父公共職業安定所	〒369-1871 秩父市下影森1002-1	0494-22-3215
	春日部公共職業安定所	〒344-0036 春日部市下大増新田61-3	048-736-7611
	行田公共職業安定所	〒361-0023 行田市長野943	048-556-3151
	草加公共職業安定所	〒340-8509 草加市弁天4-10-7	048-931-6111
	朝霞公共職業安定所	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37	048-463-2233
	越谷公共職業安定所	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609

^{★1} 令和7年6月9日(月)、「〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎3F」へ移転予定。

≪ 労働基準監督署一覧 ≫

	名称	郵便番号及び所在地	電話番号
k 2	さいたま労働基準監督署	〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー14F	048-600-4802
	川口労働基準監督署	〒332-0015 川口市川口2-10-2	048-252-3804
	熊谷労働基準監督署	〒360-0856 熊谷市別府5-95	048-533-3611
	川越労働基準監督署	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎2F	049-242-0893
	春日部労働基準監督署	〒344-8506 春日部市南3-10-13	048-735-5228
	所沢労働基準監督署	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎3F	04-2995-2586
	行田労働基準監督署	〒361-8504 行田市桜町2-6-14	048-556-4195
	秩父労働基準監督署	〒368-0024 秩父市上宮地町23-24	0494-22-3725

★2 令和7年6月2日(月)、「〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎2F」へ移転予定。

埼玉労働局総務部 労働保険徴収課 事務組合係	₹330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー15F	048-600-6203	
事務組合係				